

**指定居宅介護支援事業所 ケアサービス伊東**  
**運営規程**

(事業の目的)

第1条 株式会社ケアサービス伊東が開設する居宅介護支援事業所ケアサービス伊東(以下「当事業所」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め当事業所の介護支援専門員その他の従事者(以下「介護支援専門員」という)が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方法)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の立場にたって援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 居宅介護支援事業所 ケアサービス伊東
- 2 所在地 東京都練馬区早宮2丁目16番26号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理を一元的に行うと共に、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 2 介護支援専門員 4名 常勤職員 4名(内管理者と兼務1名)  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び12月31日から翌年1月3日までを除く。
- 2 営業時間は、午前9時00分から午後6時00分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- 1 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。課題の分析については使用する課題分析票は自社アセスメント方式を用いる。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、おおむね月2回程度(状況が著しい場合を除く)訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。
- 3 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を介護支援サービス部で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 4 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 5 第7条の通常事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援の提供にあたっては、その交通費の実費をご負担いただきます。  
尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。  
事業所から、片道1キロメートルを増す毎100円  
前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受け取ることとする。
- 6 解約料として、契約後、居宅介護サービス計画の作成段階途中(該当月のサービス利用票に捺印を頂いた後)で利用者の都合により解約した場合、居宅介護支援利用料としてご精算いただく場合があります。

(通常の実業の実施地域)

第7条 通常の実業の実施地域は、練馬区全域とする。

(前6カ月に作成したケアプランについて)

第8条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は【別紙】のとおりです。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止委員会の設置及び委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止責任者の選定及び設置
- 3 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 4 虐待の防止のための指針の整備

(職場におけるハラスメントの防止)

第10条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) ハラスメントを防止するための方針の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(衛生管理等)

第11条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(その他運営についての留意事項)

第14条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべく旨を、従業者の雇用契約の内容とする。
  - 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ケアサービス伊東と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年7月1日より改正する。

この規程は、平成22年10月1日より改正する。

この規程は、平成22年11月1日より改正する。

この規程は、平成24年4月1日より改正する。

この規程は、平成26年4月1日より改正する。

この規程は、平成26年11月1日より改正する。

この規程は、平成27年4月1日より改正する。

この規程は、令和3年7月1日より改正する。

この規程は、令和6年4月1日より改正する。